

第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第5回）

1 日時

令和4年7月27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎10階 201・202会議室

3 出席者

和田委員長、藤平委員長職務代理者、宮古委員、中村委員、丹治委員、坂上委員、藤木委員（7名）

※ 欠席 笠原委員、相川委員（2名）

4 事務局参加者

小寺指導部長、栗原指導部指導企画課長、堀川指導部高等学校教育指導課長、市川指導部義務教育指導課長、島添指導部特別支援教育指導課長、坂本教職員研修センター研修部教育開発課長、古谷教育相談センター次長、千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当）、久保田指導部主任指導主事（産業教育担当）、美越指導部主任指導主事（不登校施策担当）、志村指導部主任指導主事（人権教育担当）、渡邊統括指導主事（生活指導担当）

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材 0社

7 審議内容

- (1) 第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について
- (2) 「いじめ防止対策推進法」第28条及び第30条第1項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

開会に先立ちまして、委員の皆様には2点の御連絡とお願いを申し上げます。

1点目は資料の確認です。資料につきましては、画面の次第の下に一覧を記載しております。資料はタブレット端末にて提示をさせていただいております。御確認の上、不備等ございましたら事務局までお声掛けをお願いいたします。

2点目の本日の取材の状況についてです。本日の取材の申し込みはございません。また、本会議の傍聴につきましては、都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることといたしておりますが、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんので、御報告申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

本日は東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員7名の方の御参加をいただいております。定足数に達しております。それでは、ただいまから第5回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。会の冒頭に委員の皆様にお諮りいたします。

本日の2点目の審議事項は、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について」となっております。東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則第6条第4項には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部、または一部を公開しないことができる」と規定されております。本審議事項は個人情報を取り扱うこととなるため、2点目の審議については非公開といたしたいと考えますが、これについて御異議はございますか。

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって2点目の審議事項については非公開とさせていただきます。

それでは、会を進行いたします。はじめに東京都教育庁 小寺康裕指導部長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【事務局（小寺指導部長）】

本日は御多用の中、そして大変暑い中、いじめ問題対策委員会にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。また、日頃から都内公立学校のいじめ防止の取組には様々、御指導・御助言を賜っております。改めて感謝を申し上げます。

感染の状況が大変気になるところでございますが、都内の公立学校は、夏休みに入りました。子供たちができる限り様々な体験ができればというふうに思っております。現在、都として、特段の行動制限というものは設けておりませんが、感染防止対策を十分に講じながら、子供たちが充実した日々を過ごせればと思っております。ところでございます。

一昨年来、各学校におきまして、コロナの感染防止対策を万全に講じる中、様々な創意工夫によって子供たちの学びの充実を図っているところでございます。この2年半あまり、精神的にどうしても不安定な状況になってしまうなど、子供たちの健全育成上の課題が様々報告されてきておりますが、そうした中でも、教員一人一人が強い使命感と熱意、そして豊

かなアイデア、創意工夫によって子供たちの学びを止めない、そして健やかな成長に寄与してきているというふうに考えております。

一部報道等では、いかにも最近、学校が「ブラック職場」であるというような伝わり方がされておりますが、私どもといたしましては、「学校ほど彩に溢れたカラフルな職場はないのではないか。」と確信をしているところでございます。

改めて委員の皆様には、こうした学校、そして教員に対して温かい御理解、御支援をいただいていることに心から感謝を申し上げます。

さて、昨年の3月、東京都においては、東京都教育施策大綱を策定させていただいております。これは知事と教育委員の協議により策定したのですが、この大綱が目指すべき教育の在り方として、「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」と考えております。

こうした予測が困難な時代だからこそ、学校教育を通して、全ての子供が将来への希望をしっかりと持てるように育てていくことが何よりも大切という思いを込めて策定したものとなっております。

また、昨年4月に、東京都子ども基本条例が施行されまして、これを踏まえて、子供が社会の一員として、あらゆる場面において、権利の主体として尊重されるようにするための様々な施策が推進されております。これらの施策は国における子ども基本法、それから子ども家庭庁の設置と軌を一にするものでございまして、都においてもこの4月からは子供政策連携室という、局相当の部署が設置されまして、局横断的に子供たちに関する様々な施策を推進するという仕組みが整ったところでございます。

学校におきましても、改めて、子供の意見表明の機会を十分に確保するとともに、それぞれの意見を学校の取組にも反映させていくということが求められております。

例えば、いじめの防止の取組につきましても、これまで以上に特別活動等を充実させて、子供たち同士が話し合っ合意形成し、設定した目標に向けた協働的な活動などを通して、子供たち自身がいじめの防止に向けて主体的に行動できるようにすることがますます重要になってきていると捉えております。

一方で、この4月の新聞報道で少しショッキングだったのは、小・中・高校生の子供たち自身において「いじめ防止対策推進法を知っていますか。」という質問に、「知っている」と回答した子供が約1割に留まる、という記事がございました。こうした実態を踏まえて、私ども都教育委員会では、この6月に、子供自身がいじめを自分たちの問題として考えられるよう、「学校みんなが安心して過ごせるようにするために」と題した、子供用リーフレットを作成し、いじめ防止対策推進法の内容、主旨、それから学校の取組等を紹介するような取組をしまりました。これを学校等で活用してもらえるように促しているところでございます。

さて、皆様方をお願い申し上げます、この第4期のいじめ問題対策委員会は、今月末で2年間の任期が満了となります。本日は東京都公立学校における「いじめ総合対策【第

2次・一部改定】」に基づく取組の推進状況について御検証いただきまして、明らかとなった課題の改善に向け、答申案を作成していただくこととなっております。委員の皆様の専門的な見地から、ぜひ様々な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、和田委員長をはじめ、委員の皆様には、都教育委員会に対して多大なる御尽力をいただきましたことを感謝申し上げ、今後とも御指導・御助言をいただきますことをお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【和田委員長】

ありがとうございました。次に、今年度初めての開催となりますので、ここで事務局職員の紹介をお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

それでは紹介させていただきます。東京都教育庁指導部長、小寺康裕でございます。

【小寺指導部長】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

指導部指導企画課長、栗原健でございます

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

同高等学校教育指導課長、堀川勝史でございます。

【事務局（堀川指導部高等学校教育指導課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

同義務教育指導課長、市川茂でございます。

【事務局（市川指導部義務教育指導課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

同特別支援教育指導課長、島添聡でございます。

【事務局（島添指導部特別支援教育指導課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長、坂本教喜でございます。

【事務局（坂本研修センター研修部教育開発課長）】

坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

東京都教育相談センター次長、古谷幸雄でございます。

【事務局（古谷教育相談センター次長）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【和田委員長】

事務局の皆さんには大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。今日から御参加される委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ忌憚のない御意見等を出していただければと思っています。

昨年度2月の対策委員会では、「第4期答申に向けたいじめ防止に関わる取組の推進状況の検証・評価」をテーマに、「今後の取組の方向性」を中心に御審議いただいたところでございます。本日はこれまで東京都教育委員会の諮問を受け、本委員会で審議してきた内容を踏まえて、審議報告として、「答申（案）」について検討いたします。

まずは事務局から答申（案）のプロットについて御説明をいただきます。事務局よりお願ひいたします。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

指導企画課長の栗原でございます。私から御説明をさせていただきます。資料は答申（案）でございます。それでは、第4期答申案のプロットについて説明をいたします。これまで2年間にわたり御審議いただいた内容を答申（案）としてまとめました。

始めに、2ページと番号を振らせていただいています、目次を御覧ください。本答申案は第一の東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題と、第二のいじめ防止等の対策を一層推進するための方策についての大きく2点で構成されています。

第一、東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題からその概要をまずお話させていただきます。始めに、4ページから6ページでございますが、こちらには平成25年にいじめ防止対策推進法が制定された後の東京都におけるいじめ防止等の取組と、いじめ問題対策委員会による効果検証の経緯を記しています。

次に、7ページを御覧ください。ここからは、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す、いじめ防止等の対策を一層推進するためのポイントとして挙げられた点、7ページ上段にポイント1から6として示しております、それぞれについて、現状及び委員の皆様の御意見、成果、課題を記しました。

その概要について御説明をいたします。(1)は、軽微ないじめも見逃さない教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知です。網掛け部分の概要を御覧ください。現状、成果として9割を超える学校がいじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義に基づき、確実にいじめを認知していると答えていること。

課題として、約2割の学校がいじめを認知しておらず、本当にいじめに苦しむ児童・生徒はいないかという視点から自校の教員がいじめの程度の理解度や、いじめの認知の仕方等について確認することが求められること。解消の捉え方、特に心身の苦痛を感じていないこ

とをどう判断していくかについて、教職員等で話し合い等を重ね、認識をそろえていく必要があることを示しています。

次に、(2) について、12 ページを御覧ください。(2) は、教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応です。成果として、全ての学校において、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即しているかを点検し、必要に応じて見直しを行っていること。また、小さな事例でも、学校いじめ対策委員会へ報告することを徹底していると回答した学校は約 9 割にのぼり、組織的な対応が行われていることが示されています。

課題として、学校いじめ防止基本方針に対する教職員の理解は 7 割程度に留まっており、学校いじめ対策委員会の構成員についての教職員の認識も 7 割程度であることから、全ての教員が基本方針や対策委員会についての理解を深め、実効性のある取組を行っていく必要があると示しています。

次に、(3) について、15 ページを御覧ください。(3) は相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す、学校、家庭、地域の連携による教育相談体制の充実です。成果として、いじめられた児童・生徒の相談状況は、いずれの講習においても学級担任に相談がもっとも多くなっており、教職員が子供の相談に応じていることがうかがえること。また、ほぼ全ての学校において、スクールカウンセラーや養護教諭等、積極的に活用した教育相談体制の充実が図られていることを示しています。

課題として、「誰にも相談していない」という児童・生徒も、いじめについて大人や友達には相談しづらいという実情があることを踏まえ、教員は子供の SOS を受け止め、適切に支援する力を高め、家庭や関係機関等と連携し、子供が安心して相談できる環境の充実に努めることが重要であると示しています。

次に、(4) について、18 ページを御覧ください。(4) 子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする、日常の授業から、話し合い等を通して、多様性等を認め合う態度を育成することです。成果として、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、学習指導を行うことや子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導を意図的、計画的に行うことについては、全ての学校において実施していること。

課題として、いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、順次実施していると回答した学校は全体の 7 割程度に留まっており、いじめに関する授業を年間通じて計画的に行っていくことが必要であると示しています。

次に、(5) について、22 ページを御覧ください。(5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進です。成果として、全ての学校において、学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得る取組が推進されていること。

課題として、全教職員が保護者等に対して、学校いじめ防止基本方針の概要を説明することができるようにしていると回答した学校は全体の 5 割程度に留まっており、一人一人の

教職員が学校いじめ防止基本方針の内容を分かりやすい言葉で説明できるようにするとともに、都教育委員会が開発した「いじめについて学校と共に考える保護者プログラム」を活用するなどして学校の発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているか、どのように受け止めているか、学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないかという視点で取組を推進することが必要であると示しています。

次に、(6) について 25 ページを御覧ください。(6) 社会全体の力を結集し、いじめに対する地域、関係機関等との日常からの連携です。成果として、ほぼ全ての学校において、警察等と情報を共有するなど、連携していじめに対応する体制が構築されていること。学校サポートチームの委員等に学校いじめ防止基本方針の内容を説明するなどして、連携協力体制を築いていること。

課題として、地域住民が学校以外の関係機関からの情報により、いじめの発見につながった件数は少ないことから、都教育委員会が開発したいじめ問題解決のための地域プログラムを活用するなどして日頃から関係機関との関係を築き、いじめに関する情報提供を求めするなど連携協力体制を充実していくことが必要であると示しています。ここまでの大きな第一の事項についてです。

次は、大きな 2 点目です。第二、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策についてです。ページは 28 ページから 29 ページになります。本対策委員会において、これまで 2 年間御審議いただいた内容を踏まえ、都教育委員会が取り組む事項として 7 点にまとめております。

第一は、発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討。第二は、教員が元気になるような研修と学びの場の創出。第三は、朗読授業の質の向上。第四は、SOS の出し方に関する教育の見直し。第五は、いじめ問題に関する現状や課題等の把握。第六は、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進。第七は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事例研究の実施としております。

本日は以上の大きく 2 点について、様々な視点から御意見をいただきましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ただいま事務局から説明がありました。まず御質問を伺いたいと思いますので、御質問のある委員の方、よろしくお願いいたします。私の方から 1 点よろしいでしょうか。

今回のプロットの構成の中に私どもの発言、委員の意見というところがあるわけですが、これは前回のものと違う部分です。委員の意見を入れるということについて、意図等がありましたら、少し説明いただければありがたいと思います。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

ありがとうございます。こちらにつきましては、これまでの 4 回の対策委員会の委員の皆様いろいろな御意見等を、全て私たち事務局の方で確認をさせていただきまして、いろいろな現状をどのように委員の皆様が捉えていらっしゃるのかを具体的に明記することで、

この答申を読まれた学校の教員、地域の方々など、そういった方々がどのような方向性が必要なかを理解できるのではないかと考え、載せさせていただいた次第でございます。

【和田委員長】

ありがとうございます。他は何かありますか。藤平委員、お願いします。

【藤平委員長職務代理者】

質問です。7ページの「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」のポイント1から6について質問させてください。何と申しますか、順番の意図や何かストーリーのようなものがあるのかということについてです。

例えば、ポイント3は学校、家庭、地域ということになっており、ポイント6と近いのかなと思ったのです。ポイント2は、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」とある。その後に、ポイント3の学校、家庭、地域ということが続き、「地域」という言葉が来ている。しかし、ポイント6の前に「保護者」という言葉が来て、それから、またポイント6で「地域」が来るのかなというような順番を一般的に見てしまう人もいると思うのです。これは、何か意図があってこのような順番になっているのか、御質問させてください。

【和田委員長】

いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

ありがとうございます。この並びですけれども、まず、子供に身近な一番長く時間を過ごしていると思われる学校の中で実態を把握し、解決を図っていくということから、さらに外に、というような流れになっています。

そこで御質問いただいたポイント3のところですが、まず教員を含めて、学校にいる大人がいじめを見逃さないようにします。もちろん子供たち同士もそうですが、「身近な大人」というところで、ポイント1としています。そして、ポイント2は「校内の組織的な体制」の中で、ということです。さらには、この学校の組織というのが、例えば、今はスクールカウンセラーも学校職員でありますけれども、ちょっと第三者的な立場もあります。

さらには、様々な関係機関の方も、学校の中に実際に入っていて、チームとして対応していただくということで、学校からスタートしているという、この一連の流れの中に、このポイント3というのを入れさせていただいています。

【和田委員長】

ありがとうございます。藤平委員、よろしく申し上げます。

【藤平委員長職務代理者】

分かりました。

【和田委員長】

確認ですが、この6つのポイントについては、「いじめ総合対策」の6つのポイントの順番、それをそのまま載せて、これを検証するポイントとしたということによろしいでしょうか。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

そのとおりでございます。このいじめ総合対策の冊子8ページから9ページに載っているものをそのまま活用させていただいております。

【和田委員長】

ありがとうございました。この後、審議に入りますが、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、これから審議に入りたいと思います。審議の進め方ですけれども、何か御懸案があれば、それに従っていきたいと思います。まず、最初に取り組の成果と課題、御質問があったポイント6までの概要、それから現状、委員の意見、成果、そして課題という、この各(1)から(6)まで、どの部分からでも構わないと思うのですけれども、御意見、お気づきの点等を出していただければと思います。

また、その後、今度は第二ということで、先ほどありましたように、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策ということについて挙げられておりますので、これについて御意見を賜ればというふうに思います。

まず、前半と後半の2つに分けて、そこで御意見を伺って、もし両方に重なる部分があれば遠慮なく触れていただけて結構です。進行の順番として、最初の部分を御感、御意見、あるいは御指摘をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

中村委員よろしく願いいたします。

【中村委員】

今の進め方で両方またがるということなので、通らなかつたら通らないでも全然、問題ないですけれども、18ページの(4)で概要のところの道徳、学級活動の時間についてです。これは多分、道徳教育というよりは、道徳の時間と、学級活動の時間ということで、学活、学級会のことを言っているのかなと思うのです。28ページの方策でいきますと、3番で道徳授業の質の向上とあります。これは法に道徳教育のことが書かれているので、それと対応させていることは分かるのですが、部長の挨拶にもあったとおり子供の意見表明とかの話し合い、特別活動の果たす役割って非常に大きいような気がするといつも感じています。もし整合性というか18ページを受けてということであれば、道徳授業・特別活動、何か両方が入るとバランス的によいなと思いましたが、これは個人的な意見です。

18ページの概要の中で後半の方になりますけれども意図的、計画的というのはよく使う言葉です。次に年間を通じて計画的に行っていくとあるのですけれども、もう一つ、発達の段階というのも今回入っていますので、体系的とか体系性みたいな言葉があるとよいような気はいたしました。

やっぱり低学年、中学年、高学年、中学生、それぞれ扱う題材であるとかは異なってくると思いますので、発達の違いというのは体系的という言葉で含まれてくるのかなというふうに思っています。

それから、28ページの2のところですが、教員の研修に関する記述で御承知のとおり免許の更新がなくなりましたので、今度は先生たちの研修というのをどういうふう

進めていくかということが非常に大事かと思っています。書かれていることに異論はなく、特に重大事態に関する事例研究を取り入れるとかは大賛成でございます。

けれども、どうやって研修を進めていくのかを考えたとき、多分ここ数年間でかなり進展してきた「オンデマンドコンテンツ」の充実など、具体的な方策ということまで踏み込んで書けるとより実効性が高まる気はいたしました。以上、意見です。

【和田委員長】

ありがとうございます。御指摘のあったところに関連して、28 ページの方に触れていたのですけれども、道徳の授業の質の向上のところは、道徳だけに絞らずに、特別活動、あるいは学級活動ともということですが、よろしいでしょうか。

【中村委員】

学級経営でもよいと思うのですけれども、道徳だけにピンポイントを当てると、ちょっと狭くなっているなという気はしました。

【和田委員長】

前半の方の部分には学級経営や学級活動など、いろいろ触れられていますけれど、推進の方策のところにもし追加した方がよければ入れていきたいというふうに思いますが、他の委員の方々、御意見いかがですか。

それでは、ぜひ後ほど整理をさせていただきたいと思っています。他にいかがでしょうか。中村委員から御指摘があった他の2つについても、ぜひ検討していきたいと考えております。他の部分でも結構ですので、他の委員の方いかがでしょうか。

【宮古委員】

確認ということでよろしいでしょうか。

【和田委員長】

では、宮古委員お願いします。

【宮古委員】

恐れ入ります。全体としては、とてもよくまとまっていると受け止めております。5ページなのですけれども、確認させていただきたいと思います。(4)の平成30年7月の答申の「イ」というところと、(5)の平成30年8月から平成3年7月の第3期の審議のここの「イ」が、全く同じような表記が使われているようにお見受けしたのですけれども、これはこのままでよろしかったでしょうか。

それぞれ答申で同じように実績を評価したというように、もちろん読めますけれども、若干、文言が違うというところでしょうか。そこの確認をさせていただきたいということが、まずは一つです。

【和田委員長】

回答いただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

この答申でいただいた、答申の言葉をそのまま使っております。若干、「努めてきた」「導

いてきた」という表現の違いはありますけれども、内容としては同じ答申をいただいたという事でこのように記載しております。

【宮古委員】

分かりました。ありがとうございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。続けて、どうぞ。

【宮古委員】

非常に細かいところで恐縮なのですが、メールで送っていただいたもののページと今、配布されているものが少し違うかと思えます。20 ページですね。ウの課題の (イ) の b で、いじめに関する授業が学級担任のみならず、生活指導を担当する教員などが行うことも考えられるというところですか。やはり生徒指導、生活指導、全ての教職員が関わるというところで生徒指導提要等でも記載されておまして、若干この生活指導を担当する教員などが行うというところ、おそらくは生活指導担当教員ということは都のいわゆる非常勤など、そういう名称で入っているというふうに理解はしているのですが、一般的に公開する上で、若干、誤解をされることもあるかなと気になったというところがございます。それが一つです。

あとは (6) なのですが、都内全ての公立学校に「学校サポートチーム」が設置されていると、26 ページの成果のイにあるかと思えます。しかし、先生方の御理解は 25 ページで全体のまだ 68% ということで、全ての先生方にまだ周知されていない面もあるのかなと思うのです。

実際に学校サポートチームについては、各学校によって運用の仕方とか、メンバー構成とか違うのかなと思えますので、もし脚注があると一般公開したときに、この学校サポートチームが全公立学校に設置されているという、ちょっとした例というか具体例があると学校サポートチームのイメージが湧きやすいかなと思ったところです。長くなりましたが、以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。先ほどの生活指導担当教員というのは、一つの用語として統一して出した方がよいということですか。それとも、生活指導を担当する教員になると幅広くなってくるという意味でしょうか。先ほどの御指摘、もうちょっと整理をお願いします。

【宮古委員】

失礼しました。東京都の場合、生徒指導を「生活指導」というふうに呼んでいると思えますけれども、生徒指導は全ての教職員が関わるというところで国としては出してあります。

もしかしたら一般公開したときに、「生活指導を担当する教員というのが特別にいる。」という誤解を招かない方がよいかなと思ったところです。

【和田委員長】

分かりました。ありがとうございました。事務局の方から、学校サポートチームの構成な

どについて御提案があったのですが、それについてはいかがでしょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

はい。御指摘のとおり、脚注等を付けて具体的なところが分かるようにしたいと思います。こちらの「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の上巻、緑色の本の方ですが、112 ページから 113 ページに学校サポートチームについて、教職員等が理解できるようにするための資料を載せさせていただいています。各学校においてそれぞれ要項等を定めまして運用しておりますけれども、より効果的な実践の仕方が教職員に理解できるように脚注に書き込んでいきたいというふうに考えております。

【和田委員長】

ありがとうございます。他はいかがでしょう。お気づきになった点等ありますか。

中村委員、お願いします。

【中村委員】

気になったので確認ですけれども、22 ページの (5) の概要の中で、最後に乖離という表現が使われていて、結構これは懐疑的というか、多分ここで書いているのは、子供がいじめられているのを気付かないとか、保護者が訴えているのを教員が、まずいじめと認識していないとか、そういう意味で言っているのだらうと思います。

一方で実は、学校の中でいじめまではいかない案件けれども、逆に保護者の方が強く訴えてきたものが非常に大きくトラブルになるような、これは個別案件になってきますけれども、近年増えているような気がしています。乖離という表現に代わるような、もう少し柔らかい言葉があるとよいと感じた次第です。皆さんがあまり気にならなかったら、そのまま結構だと思います。

【和田委員長】

ここでの乖離というのは、学校側が保護者に対して、いろいろなパンフレットを配ったり、取組を紹介したりというふうに学校側が理解していても保護者の方たちは内容をよく理解できていないというか、「そんなパンフレット、見たこともないよ」とか、あるいは「そういう説明も受けたこともないよ」と、学校が一生懸命、保護者に情報提供しているのだけれども、なかなかそれが浸透していないという意味も含めてということで理解しています。いじめの内容の理解もそうでしょうけれども、併せて、そういう学校側の発信が受け止められていない、保護者に浸透していないという辺りを乖離という表現を使っていると思うのです。私もちょっと乖離という言葉をごこの中に使うというのはいかがというふうには思っています。かなりしっかりとした言葉なので、もうちょっと違う言い方があるのかなというふうに思います。今、名案が浮かばないのですが。

【和田委員長】

他はいかがでしょう。感想を含めていただいても結構かなと思います。

私の方から少し気が付いた点なのですが、まず (1) の高等学校、10 ページの課題の d のところからずっと、かなり長く踏み込んだところがあるのですが、高等学校の中でい

じめの加害者、いじめに関わった生徒というのは、11 ページのところにあるように、特別指導の対象になるとか、そういう実態がやはりここでははっきり校内規程というような表記になっています。こういう実態が実際にあるとすれば、やはり少し考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

後半の方に、その対応について少しコメントされている文があります。やはりこの高校生の心理状況というか、発達段階からすれば、加害者という言い方がよいかどうか分からないのですが、いじめる側の生徒もやはりある程度、自覚をしているようなところもあるわけです。そういうことに対して十分、自分の行ったことの認識であるとか、自分のことを分析するような力も高校生には少し備わっているのではないかというふうに考えたとき、何かを行ったら罰則のようなものがあるとか、指導があるとか、特別指導ってかなり高等学校では厳しいですね。そういう対象になってしまうということについては、今後、大きな対応の仕方についての課題ではないかなと思っております。

高等学校の報告が0ということ、0の回答が多いということ踏まえたときに、この辺のところを今後の大きな課題として、いじめをどのように高等学校の先生方が受け止めていくのか、あるいは、それに対してどういう指導を行っていくのか。この辺のところは今後、やはり少し高校の先生方も交えながら、いろいろな意見を聞いたり、実態を把握したりしていくようなことが必要かなというふうに思いました。

ですから、ここで指摘されていることは非常に大事なことだと思っております、こういったものが解消されないとなかなか高等学校での認知件数0の学校がこれほど多く報告されていることが解消されるかどうかは分かりませんが、対応をしていく上では重要なポイントではないかなと思います。ここで書かれていることについては今後、一つの課題として受け止めていく必要があるというふうに思っているところです。

先ほど、ちょっと御意見も出たところで、(6) のところの「ほぼ全ての学校において警察等と情報を共有する」などという表現があるのですけれど、これは一般の方から聞くと、何か警察と学校が情報交換をしているのかな、というふうな受け止め方をされないか、少し気になった表現ではあります。常に共有しているという状況ではないと思うのですけれど、こう書いてくると、何か学校でいじめがあると「みんな警察へ連絡されてしまっているのか」というような誤解を招かないかなと、読んでいてちょっと気になったところではあります。その表現や表記のところなどは、間違いではないと思うのですけれど、少し気になった表現ではありました。

私の方は以上、そんなところを少し考えたのと、もう少し専門家の活用のところを踏み込んでもらいたいなという思いはしております。(6) のところにある専門家の活用のところで表記されてはいたのですけれど、やはり具体的にこういう取組という提案が、今後、いろいろな取組を紹介されていく中で、様々な方が関わっていただけるという、そういういじめ対策、未然防止になるような取組がぜひ必要だというふうに考えております。

前にちょっと発言したのですけれど、道徳授業地区公開講座のいじめに関する道徳の

授業などを見ておられますと、子供たちが、「先生方の話はもう分かったよ。」っていう、そういう雰囲気は漂ってしまっていて、道徳の授業の後半やまとめも先生方が聞くと「これからいじめのないようにみんなで協力していきましょう。」とか、「互いに何かあったら中に入って仲裁できるような、そういう人になりましょう。」という答えを求めてしまっているようなところがあります。やはり学校の先生だけではなくて、いろいろな方がいじめに関心を持ち、「そこに必要があれば参加しますよ。」という意思表示がされるとよいのかなというふうに考えております。

他はいかがでしょうか。何かこの内容について、藤木委員、概要のところから学校において警察と情報を共有するっていう、そういう表現があったときに、警察の立場としてはどんな印象をもたれますか。

【藤木委員】

警察は一応、うちの少年育成課が教育庁と年1回会議を行ってしまっていて、また、警察署も各少年センターという8つのセンターがあるのですけれど、それを中心に学校と警察との連絡会議を毎年やっております。それ以外にもスクールサポーターというのを警察のOBがやっております、各学校にスクールサポーターを配備して、そこからの情報共有もありますし、ほぼ全ての学校において共有するというのは間違いではないと思います。

【和田委員長】

実態としてはそういうことをされているというふうに思います。分かりました。

それでは、特に前半の方で御意見がなければ、もう一つ、先ほど分けさせていただいているのですけれども、今後の推進の方策について、もし、先ほど御意見が一つ出ましたけれども、他にこういうような方策、あるいはここに書かれていることについて御意見等がありましたら出していただくとありがたいなというふうに思います。28ページから29ページになりますか。

事務局に1点確認があります。ここに書かれている方策というのは、今後、都教育委員会が取り組んでいくということで挙げているわけなのですけれども、今後これらの内容を踏まえて、具体的な取組の内容や予算とかも、そういうことを進めていくという意味合いの項目ということで受け止めてよろしいでしょうか。そして、具体的なことというのは、今後どんな形で示されて実行されていくのかという辺りが、もし分かりましたらお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

こちらの答申でいただきましたこの方策につきましては、事務局、東京都教育委員会の方で精査させていただきまして、具体的な形としてどういうふうに落とし込んでいけるのかというところも、しっかりと検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。そこで例えば、予算が必要であるとか、いろいろな具体的な課題が出てくると思います。そこも一つ一つ考えていきたいというふうに思っているところでございます。

【和田委員長】

では、ここでいろいろ意見として聞いていただく、そういう場面というふうに考えてよろしいですか。この中に示されている内容について、御意見あるいは御要望等も含めて出していいただければと思います。いかがでしょうか。

【和田委員長】

坂上委員、何かこの辺りで、特に要望したいとか関連したことで、こんなこともできるのではないかなというような御提案などがございましたら伺えますか。

【坂上委員】

ありがとうございます。私は、先ほど中村委員の方からもございましたけれども、28ページの2番ですね。教員が元気になるような研修。これを本当にこの二十何年、スクールカウンセラーとしてとても大事に取り組んできたものです。

内容といたしましては、いじめはやはりストレスに関係しております。ストレスの予防的な取組ということでストレスマネジメント、教員対象でしたらメンタルヘルスとか、最近ではコロナですので、自分でできることでセルフマネジメントということを研修として御依頼いただくことが多いのです。今週、月曜日には夏休みに入りましたので、初任者研修の夏季研修を「ストレスマネジメント」というテーマで行ってまいりました。

初任者の方に、ストレスを3つのキーワードで最初にお聞きしたときの「ストレッサー、どんなときにプレッシャーやストレスを感じましたか。」という質問には、ほとんどの方は「初任者研修の前日」「自分の失敗」「研究授業」とか、非常に初任者の方はそういうところにストレスを感じたり、プレッシャーを感じたりしていらっしやるということでした。

その前にストレス反応ですね。とても気の毒な方がいらして、そういうことになると、「楽しんだり、リラックスする気持ちがなくなって心が沈む。」というふうに書いていらしたり、「頭も目も肩も全身痛くなって、朝起きられなくなったりする。」という、そんな反応も書いておられました。

そして、それでも元気に1学期を乗り越えて、夏休みまでなんとかたどり着いたので、「どのような工夫をしておられましたか。」ということもお聞きする中で、「必要以上に食べてしまう。」とか、「平日は生徒のために心を殺して努力しています。」という、非常に気の毒な頑張り過ぎの方もいらっしやいました。ですから、私からは本当に先生方への労いの気持ちで、頑張り過ぎているということで、非常に力みが抜けないまま寝られて、翌日起きられないぐらいまだ疲れが残っているということでした。そこで、「質のよい眠りのためのリラックス」ということをかなり丁寧に体験していただきました。また、「力みの取り方」や、一番手軽にできるのは呼吸法ということで「自分を落ち着けるための呼吸法」など、いろいろないくつかの本当に簡単なストレス対処法を体験していただいた後に、これを学校で子供たちに先生方が実践する場面を想定し、少しドラマやスキットみたいなことで先生方に実践していただきました。相当、先生方は元気になられて、笑顔というか笑いも起こるような形になり、ストレスチェック表もずいぶん変化し、研修前と研修後では明らかに元気になら

れた様子が見て取れました。

ですから、体験を含むような動きのある研修ということ、座学ももちろん大事ですけども、私としてはそこをととても大事にしてきましたので、そういう内容を「元気になれる研修等」の中に入れていただくとよいのかなと思っております。

【和田委員長】

ありがとうございました。どうしても自分の問題となると、抱え込んだりとか、言葉として「勇気をもって」とか、「意欲を高めて」という表現になったりしているのですが、今のようにストレスマネジメント的な取組も必要になってくると思います。また、自信をもっていじめを認定したり、あるいはこの事例の問題点はこういう問題点だということを、互いにディスカッションしたりして確認し、「それでよいのだ」という自信をもてるような事例研究なども取り入れていくことによって、元気になるかどうかは分かりませんが、自信をもって、まず立ち向かえるということだと思います。

それから併せて、このいじめの問題を抱え込まないという大きなキーワードがあるわけですが、そのことができるためにはやっぱり普通の職員室であるとか、あるいは同年代や同僚の先生方と「いじめについて話をする」「オープンにいろんな意見が言える」というような普通の職員室の環境づくりとか、そういうものも含めて、いじめを話題にできるような、そういうものを持ち帰っていけるような研修にもしていただければなというふうに思っているところです。

大変重い話になってくると、どうしてもいじめから話題をそらせたいというような状況になってくるので、そうではなくて、もう少しフランクにいろんな意見交換ができるという環境がまず大事なのではないかなというふうに思います。

丹治委員の方で、何かここに挙がっている項目で、教育委員会等で取り組めそうだなとか、逆にこういうものをさらに周知させてほしいとか、そういう内容がございましたら御意見いただければ大変ありがたいです。

【丹治委員】

今期から入れていただきました、あきる野市の丹治と申します。市教育長会の関係でまいりましたものですから、委員が3期にわたって変わっていると思いますが、私は今期から入ります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長の方からお話ございましたけれども、教育委員会、あるいは学校現場を拝見する中で、いじめについての学校評価が年度末に行われています。そういったときに外部の方、確かに民生委員等については、ここへ書かれておりますけれども、学校評議員だとか、あるいは学校運営協議会辺りの評価をもっと参考にしながら「外部へもっと広めていく」、「学校の様子を知っていただく」、「応援体制を敷いていただく」というような点からいきますと、学校の方もだいぶ元気になるし、あるいは担任の方が抱え込まなくてもよいようなアドバイスなども受けられるのではないかと思います。ですから、あえて学校運営協議会辺りの活用の仕方も、もう少しあるのではないかなというふうに思いました。以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。地域プログラムといういじめに対する取組もありますし、そういったものを学校運営協議会などで御理解いただくという辺りも非常に今後大きなポイントになってくるのではないかなと思っております。他はいかがですか。

藤平委員、推進に当たってということで、何かございますか。

【藤平委員長職務代理者】

大きくは特に変える必要はなくて、この並びでよいかなと思うのです。言おうとしていることもよいと思います。あとは表現を細かく、それが伝わるようにするとよいのかなというふうに思ったところがあります。例えば、5番のいじめ問題に関する現状と課題等の把握の(2)です。ここは普段から子供の声を拾って、それを踏まえて自分たちの取組がこれはよいのかどうかというのを検証するというようなことですよ。この言い方でもよいと思うのですけれども、先生方に、自分たちの取組はちゃんと子供の声を踏まえて振り返るとか、そういうことが大事なのだというようなことが伝わるようにすればよいかなって思います。方策として進めようとしていることはとても大事なことで、必要なことだと思いますのでよいかなと思います。

今ここに書いてあることが、いかに学校の先生方に使ってというか、うまく機能するようにこういうことが必要なのかなとちょっと思いました。

【和田委員長】

ありがとうございました。確かにいろいろ提案されたり、総合対策なども示されたりしているのですが、これが実際に学校の先生方にどう使われているのか、活かされているのかで辺りが、やっぱりまだよく見えない部分があります。

先ほど冒頭にも、指導部長の方からお話がありましたけれど、「知らない」という状況ですよ。「子供も知らない」、「先生方もよく説明できない」、「保護者の方もパンフレットをもらっただけ」、あるいは、話はちょっと聞いたけれど内容を知らないというふうになっている。

併せて先生方も「こういう取組が行われていくのですよ」ということをきちんと理解して、「それを自分の学校だったら、これならやれるだろう」と、そういうところにつなげていかないといろいろなよい提案がなかなか活用されてこないのではないかなと思うのです。例えば、6番にあるような専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進のところ。自分の学校にはどういう人材がいて、どういう手順でそういう方をお願いできるのか、方策が示されているわけですがけれども、それを導入し、自分の学校に活用していくような仕組みなどがまだ十分に伝わっていない部分などもあるように思います。ぜひ、こういう施策を行ったときに学校がそれを活用しやすいような手順であるとか、進め方を紹介していただけるとよいのではないかなというふうに思っております。

他には、いかがでしょうか。宮古委員お願いします。

【宮古委員】

一層推進するための方策、29ページの5に関連するところかもしれないのですが、私も今、様々な自治体といろいろお話させていただく中でGIGA端末を使って日常使いで何か調査を行うという形ではなく、日常使いで様々な子供の情報が個人単位で紐付けて収集できる仕掛けというのが自治体でだいぶ、それぞれ温度差はあるものの整備されている状況です。多くの自治体が、例えば、いじめ調査をオンライン化して、さらに自治体ごとの学力テストですとか、日々の先生方の校務系の情報と学習系の情報の個人単位での紐付け、毎日の日々の子供の様子とか、あとは欠席、遅刻、早退、出席といった情報が毎日、A君、B君、C君、Dさんみたいな形の情報となるなど、各自治体でやり始めているところもあるという状況を見聞きするところです。

そういった教育で得た、個人に紐付いた教育データを収集できるのは、むしろ国ではなくて先進的な自治体の方がかなり早いという状況が現出しています。こういった自治体は今、さらにこのデータをどう扱ってよいかというところで、悩まれているところが多く、弊所も昨年10月に教育データサイエンスセンターを立ち上げて、自治体との連携を模索している最中でございます。そういった教育データ、校務系と学習系で、もちろんいじめも含めて様々なデータで、個人に紐付いた単位で、保護者同意も含めながらいくつか先進的な自治体が収集しているのですが、これを活用するという段になったときに、研究所や大学と連携協定を結んでいくという動きもいくつか見聞きするところであります。

ですから、これはメッセージ性としては、对学校の先生というところもちろん関係すると思うのです。日々の校務系の情報と学習系の情報を収集していくという意味で、です。

こういったところに、ぜひ教育委員会と学校と、そして研究所や大学といった産学官連携のようなことで、教育データの収集と利活用というところを、東京都も様々なデータを多分、非常に規模が大きいので集めづらい部分というのがあったり、課題ももしかしたらすごくあったりするのかもしれないですが、そういった個人に紐付いた情報は国ではなかなか収集できないので、そういったところを集める仕組みと、それをむしろ研究機関と連携して、いじめの何かしらの分析に活用するといったところが、中長期的な方策として、5番辺りでしょうか、盛り込んでいただくと、一つのインパクトになるのかなというふうに思ったところでございます。

【和田委員長】

ありがとうございます。今、御説明のあった調査などの結果というか、データというのはどういう形で伝わってくることになるのですか。調査結果などでしょうか。

【宮古委員】

それが正にこれからというところで、いくつか私に関わらせて、お話を伺える自治体も今、データ収集を始めています。また、一方で、来年度から大学等でそういったデータサイエンスセンターのようなものを立ち上げて、連携協定を結んでというようなこともホームページに公開しているところもございますので、そういったことを考えていくというのはいじ

めの対策には資するところもあるのかなと思って、ちょっとお話をさせていただいたところ
でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。それでは他の委員の方、よろしいでしょうか。

藤平委員、お願いします。

【藤平委員長職務代理者】

一番感じているのはここに入れるねらいは、もちろん入れればよいと思うのですが、
日々の教育活動で、「先生方、メモ取りませんか。」というのは、どこかに入れてほしいなど
思ったのです。「メモを取りませんか」ということが、いきなりいじめとつながるかってい
うのが難しいので書きにくいかなと思うのですが、例えば、第三者委員会になったとか、何
か対応するとなったときに、まずメモとか記録が全くないという現状があります。

「そうなったときに困らないようにメモをしましょう。」という、何か消極的なところ
から進んでいるから、なかなかモチベーションが上がらないと思うのですが、子供を
よく見取ってメモをするってことは、子供の成長を把握することにもつながるという観点
から行うことが結果的にメモも残り、後々に何か問題が起こったときも「言った」「言わな
い」とかそういうトラブルもないし、しっかりと記録が残るとするのは、これからの学校教
育に必要なことだと思うのです。

ですから、どんなに道徳教育を行ったり、専門家を活用して行ったり、他のいろいろな
ことをやったとしても、そもそもそのようなメモとか記録とかというものがないと進んでい
かないではないかなって思うところがなくはないのです。ちょっと感想というか、独り言
みたいな感じで聞いていただければよいのかなと思います。

【和田委員長】

今の話に付け加えさせていただくと、メモの共有化は、今どういうふうにお考えになっ
ていますか。メモを取って、そのあとどう活かしていくのかっていうことなのですが、私
も校長時代にそういうメモを取りましょう、という話をして、先生方はみんな教務手帳に記
録を取るのですが、それが共有化されないのです。それで、学校のサーバーにデータを
入れるようなそういう仕組みを作ってみたのですが、確かにメモをまず取らないところが
一つあります。そして、互いの情報を共有しないというところのことを少し感じていたも
のですから、その辺はどのような感じでしょうか。

【藤平委員長職務代理者】

その共有の前に、メモを全く取ってなくてというより、メモは取られていると思うので
すが、日付と誰が書いたかというのが書いていないので、それがメモと言えるかどうかです。
それは記録と言わないと思うのです。何か書いているのですが、いつ誰が書いたのかと
いうのがないと、それはあまり使えないものではないかなと思います。

そういう意味で「しっかりと記録を取る」っていうと、しっかりしたものを作らなくて
いけないイメージが出るのですが、走り書きでもよいので、その積み重ねというのは大

事なことだと思ふのです。「共有する」というのは私が思うのは今、担任の先生で小学校でも持ち上がりかほとんどない状態ですよね。そうすると、子供に対する引き継ぎがほとんどって言ったら失礼なのですけど、あまり引き継がれない様子も結構見受けられます。

そこから、保護者から何か突かれるとか、みんなで見てくれているのですかとか、引き継ぎができてないということなので、やっぱりそれが学年ごとにずっと上がってくる。

小学校から中学校という学校種越えても上がってくるだとか、もっと言うと、全校の全ての先生で一人の子供を見るように、サーバーに入れてみんなが見られるようにしておけばよいと思ふのです。なかなか忙しい中で、他の学級のところまで見にくいところではあると思ふのですが、課題別に色で分けて表したり、視覚的に訴えたりとかして、先生方の興味を引いて「いつの間にかみんなで見ている」というような仕組みをつくっている地域の学校も少なくはないと思ふのです。

いずれにしても、発達の段階が上がっていくときに引き継がれていくというようなことは、まず押さえたいと思ふます。ですから、みんなで共有するっていうのが最終目的だとしても、まず学年だけだとか、次の学年とか、近いところからだんだん広げていくようにやってもよいかと思ふわけです。

【和田委員長】

ありがとうございます。私も非常に共感するところがあって、今、学校の中でいろいろなじめの調査、アンケート調査等の取組が行われています。ソシオメトリーもそうなのですが、そういう取組をするときは行われるのですけれど、日常の子供の様子をしっかりと見る、ということをやあまりしてないような気がしてしょうがないのです。

確かにデータを取ることは非常に大事なことで、自分の今クラスの状況が集団としてどうなっているかという状況をつかむ、あるいは、その中で一人一人の子供が役割をもっているか、居場所があるか、とかそういうことが分かる調査ができるわけなのです。しかし、そこまで待たなきゃならないか、そこが出てきて初めて取組なのかって話になってくると、やはり日常の中で、今のお話があったように、一人一人の子供の動向やクラスの中で起こったことをきちんとメモしていくということ、その積み重ねがやっぱりじめの早期発見の一つの手掛かりにもなるでしょう。また、人間関係を把握したり、あるいは早期発見、予防的な対応にもつながってくるのではないかなというふうに思っていて、あまり子供のアンケートを取ったり調査した後の結果待ちをしてはいけないのではないかなというのを強く思っているところです。読み解くと、アンケートを見せられて、要するにクラスの状況がこうなっていて、うちのクラスはみんな「所属感がしっかりある」とか、「みんな仲良くやっています」とか、それが「第一象限にある」とか、そういう分析をするのを見ることはあるのですけれど、それは概観というか、そういうものを見るだけではなくて、一人一人をどう見ているかみたいなのが大事になってくるのだらうなというふうに実感しています。

では、この案件について大変いろいろな角度から御意見をいただきありがとうございました。今回は事務局の方が、大変私たちの発言を丁寧に拾い上げていただいて、そして、こ

の答申の中にも適宜ふさわしい場所に入れていただいています。それによって、最初に出ている現状のところのいろいろなデータが少し具体的に委員の言葉を通して様子が分かるというか、何が懸念材料なのかとか、どういうところが現実に起こっているのかっていうことを補足する形になって、次のところの成果や課題のところは答申の案がつながっていくような書き方になっているのは非常に読みやすいし、また何をすればよいのかが分かってくるような内容になっているのではないかなというふうに思います。

課題はまだまだ解消されているわけではありませので、今後はこの中から、さらに取り組まなければいけないことがあるわけですから。それを踏まえて、今後のいじめ防止対策を一層推進するための方策の中に、ぜひ都教育委員会の方も具体的な方策を打っていただければなというふうに思っております。

特になければ、これから答申の今後の取扱いについて、事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

答申までのスケジュールなどについて御説明をいたします。本日は大変貴重な御意見、御指導いただきまして本当にありがとうございます。本日委員の皆様からいただきました御指摘を踏まえまして、最終的には委員長と事務局で本文を整理し、確定をさせていただきたいと考えております。何卒よろしくお願いいたします。

定例教育委員会に本答申を報告するという流れになりますが、この定例教育委員会への答申の報告のスケジュールでございますが8月25日の予定でございます。定例の教育委員会に報告した後にホームページ等でこの答申を公開することにいたします。何卒よろしくお願いいたします。以上でございます。

【和田委員長】

ただいま説明がございましたように、最後の取りまとめについては、この後、委員長と事務局の方でさらに取りまとめていきたいと考えておりますが、御一任いただくことについて、御了解をいただけますでしょうか。

【和田委員長】

御了解いただいたということでよろしくお願いいたします。今後このような形で進めさせていただきたいと思っております。教育委員会について、私の方から報告をさせていただくということになると思います。

それでは、ここからは非公開ということになります。傍聴あるいは報道関係の方がいれば、ここで御退席いただくこととなります。

【和田委員長】

それでは、以上で、本日の審議は全て終了としたいと思います。委員の皆様から貴重な御意見をありがとうございました。

【事務局（千葉指導部主任指導主事）】

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜りありがとうございました。最後に事務連絡をさせていただきます。会議録についてです。1か月後を目途に会議録の案を委員の皆様のメールアドレスに送信させていただきますので、内容を御確認いただきまして、修正等ある場合には御連絡をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、2年間にわたり、御指導賜りましてありがとうございました。